

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所
(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

令和4年(2022年)3月23日
経済産業大臣宛て

本事業は、石狩郡当別町の約697haを対象事業実施区域として、最大12基の風力発電機による最大出力50,400kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形である石狩丘陵や重要な自然環境のまとまりのある保安林が存在しており、オジロワシなどの希少鳥類の生息情報があるほか、同区域内には土砂流出のおそれがある崩壊土砂流出危険地区が存在している。また、同区域及びその周辺には住居が存在しており、当別町の住宅地からは同区域がある丘陵地を望むことができる。さらに、同区域周辺には既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、保安林のほか崩壊土砂流出危険地区等、配慮すべき区域の改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 対象事業実施区域の周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的影響や並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定や調査手法等に関して事業者間で十分な協議、調整を行うとともに、他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

(3) 関係市町や地域住民等から、自然環境や景観への影響、騒音及び超低周波音による健康被害などを懸念する意見、事業計画やその進め方に対する不信感を示す意見が多く認められており、当別町議会でも地域住民との合意形成は極めて不十分とされている。このため、相互理解を促進し合意形成に向け、事業の進捗状況に関わらず、適宜、関係市町、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明など適切な対応に努めること。

(4) 本方法書については、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能とされているが、今後は印刷やダウンロードを可能にすることなど、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域の周辺には住居等が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

また、住居等との位置関係を踏まえ、必要に応じて調査地点の変更や追加を行うこと。

イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から対象事業実施区域までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

ウ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動並びに建設機械の稼働による騒音について、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 施設の稼働による騒音について、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域の全域が重要な地形である「石狩丘陵」内に位置しており、地形改変に伴い重大な影響が懸念される。このため、できる限り当該地形の改変による影響を低減すること。

(4) 風車の影

ア 対象事業実施区域の周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討

のためのセンシティブティマップ」において、オジロワシなどの分布情報により注意喚起レベル A3 及びBのメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされているほか、ノスリなどの渡りの経路となっている可能性がある。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得るとともに、当該区域周辺における既存の調査結果も活用し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類等についても、希少種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 植物

ア 植生調査の調査地点については、植生の状況を適切に把握できるよう、現地の植生タイプや面積に応じて、適宜追加すること。

イ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 現地調査により外来植物が確認された場合は、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(7) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を行うこと。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特に大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(8) 景観

ア 対象事業実施区域である当別町では、美しい景観を維持することを目的とした景観行政団体として、景観法に基づき「当別町景観計画」を定めていることから、同町と十分に協議を行った上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域の周辺には当別町の住宅地が存在していることから、景観に対する影響については、地域住民などに対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

ウ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場

「石狩海岸フットパス」等については、事業に係る工事事用資材等の搬出入ルートと近接しており、その活動やアクセス特性への影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

また、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。